製品安全データシート　　整理番号

1．化学物質等及び会社情報

1.1 製品の特定

化学物質等の名称：ウインドクリーナー　４Ｌ

製品分類：油膜取り剤

用途：自動車用窓ガラスの洗浄用（外窓用）

使用上の注意：上記用途以外には使用しないこと。

1.2 会社情報

会　社　名：株式会社ユーエスシー

住　　所：東京都府中市日鋼町1番1

担当部門：営業1部　　担当者：

電話番号：042-351-0011　　FAX番号：042-351-0010

緊急連絡先：　　電話番号：

作　成　者：　　e-mail：

改　定　日：２０２５年　３月２７日

2．危険有害性の要約

最も重要な危険有害性及び影響

ＧＨＳ分類

＜物理化学的危険性＞

・引火性液体　：区分に該当しない

・自然発火性液体　：区分に該当しない

・酸化性液体　：区分に該当しない

＜健康に対する有害性＞

・急性毒性（経口）　：区分に該当しない

・急性毒性（経皮）　：区分に該当しない

・眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分２Ａ

＜環境に対する有害性＞

・水生環性有害性 短期（急性）　：区分に該当しない

・水性環性有害性 長期（慢性）　：区分に該当しない

※上記に記載のない危険有害性は、分類対象外か分類できないことを示す。

ＧＨＳラベル要素

＜絵表示またはシンボル＞　：

＜注意喚起語＞　：

警告

＜危険有害性情報＞　：

強い眼刺激

注意書き

＜安全対策＞　：

＊使用前にラベルをよく読むこと。

＊全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

＊上記用途以外には使用しないこと。

＊保護眼鏡／保護面を着用すること。

＊取扱い後は、手などをよく洗うこと。

＜応急措置＞　：

＊吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の診察を受けること。

＊皮膚付着した場合は、皮膚を流水、シャワーで洗うこと。皮膚の刺激が続く場合は医師の診察を受けること。

＊眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は医師の診察を受けること。

＊飲み込んだ場合は、口をすすぐこと。気分が悪い時は医師の診察を受けること。

＜保管及び廃棄＞ ：

＊子供の手の届かない所に施錠して保管すること。

＊容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度４０℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。

＊容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。

＊内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

---

3．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

含有成分及び含有量

| 成分名 | 含有量mass% | CAS No. | 化審法No | 安衛法No | PRTR法. | 毒劇物法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アニオン界面活性剤 | １未満 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| ブチルカルビトール（ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ） | ２０未満 | 112-34-5 | 2-422 | 224の4 (729) | 1-170 (627) | 非該当 |
| 無機アルカリ剤 | 非公開 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| 金属封鎖剤 | 非公開 | 非公開 | 非公開 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| 精製水 | バランス | 7732-18-5 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |

注）化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）政令番号

令別表第９、() 内は規則別表第２(令和７年４月１日施行)

PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号

() 内は管理番号

毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

---

4．応急措置

＜吸入した場合＞ ：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師の診察を受けること。

＜皮膚に付着した場合＞ ：皮膚を流水、シャワーで洗うこと。皮膚の刺激が続く場合は医師の診察を受けること。

＜眼に入った場合＞ ：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は医師の診察を受けること。

＜飲み込んだ場合＞ ：口をすすぐこと。気分が悪い時は医師の診察を受けること。

---

5．火災時の措置

＜適切な消火剤＞ ：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

＜使ってはならない消火剤＞ ：棒状放水

＜特有の危険有害性＞ ：火災によって刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

＜特有の消火方法＞ ：危険でなければ充填容器を安全な場所に移す。

＜消火を行う者の保護＞ ：保護手袋、保護眼鏡、空気呼吸器、化学用保護衣等の適切な保護具を着用する。

---

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項 漏出防止、除外などの作業は、必ず、保護具を着用する。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川などに排出せれ、環境への影響を起こさないように注意する。

回収、中和などの浄化の方法

多量の場合 土嚢で流出を防ぎ、ポンプ等で空容器に回収する。

その後、漏出区域周辺を多量の水で洗い流すこと。洗浄した水は地面や排水溝等にそのまま流さないこと。回収して適当な容器に入れる。

少量の場合 ウエス、おがくず等に吸収させて空容器に回収する。残りは多量の水で洗い流す。

---

7．取扱い及び保管上の注意

＜取扱い上の注意事項＞ ：

保護眼鏡／保護面を着用すること。

ミストを吸入しないこと。

取扱い後は、手などをよく洗うこと。
＜保管上の注意事項＞ ：
高温、凍結のおそれのある場所を避けて保管すること。
液が漏出しないように使用後は必ず密封して保管すること。

---

８．ばく露防止措置
ばく露防止
＜管理濃度＞ ：未設定
＜生物学的指標等の許容濃度＞ ：
ACGIH TLV-TWA: 10ppm (ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ)
＜ばく露を軽減するための設備対策＞ ：
取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄ができる設備を設置する。
保護措置
＜適切な保護具＞ ：
呼吸用保護具 ：呼吸用保護具を着用すること
手の保護具 ：保護手袋を着用する。推奨素材：非浸透性もしくは耐化学品ゴム
眼の保護具 ：側面シールド付き安全眼鏡又は化学品用ゴーグルを着用する
皮膚及び身体の保護具 ：保護衣を着用する
繰返し又は長時間取扱いの場合、耐浸透性の保護衣とブーツを着用する

---

９．物理及び化学的性質
＜化学品の外観＞ ：無色透明液体
＜臭い＞ ：微かなブチル臭
＜凝固点、沸点、初留点及び沸騰範囲＞ ：データなし
＜引火点、自然発火温度＞ ：データなし
＜燃焼又は爆発範囲の上限、下限＞ ：データなし
＜蒸気圧、蒸気密度＞ ：データなし
＜比重（相対密度）＞ ：０．９１（２０℃）
＜溶解度（溶解性）＞ ：水に溶け易い
＜ｐＨ＞ ：１１
＜酸化性＞ ：なし

---

１０．安定性及び反応性
＜安定性＞ ：通常の取扱い条件において安定
＜危険有害反応可能性＞ ：情報なし
＜避けるべき条件＞ ：高温、凍結
＜混触危険物質＞ ：情報なし
＜危険有害な分解生成物＞ ：燃焼等で強熱分解すると一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

---

１１．有害性情報（GHS 分類の根拠を記載）
＜急性毒性＞ ： 区分に該当しない（経口）
加算式に従い計算し、区分に該当しないと推定した。
区分に該当しない（経皮）
加算式に従い計算し、区分に該当しないと推定した。
＜皮膚腐食性･刺激性＞ ： 分類できない
＜眼の重篤な損傷・刺激性＞ ： 区分２Ａ
区分２Ａの成分（ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ）を２０％未満含むことより区分２Ａとした。
＜呼吸器感作性又は皮膚感作性＞ ：分類できない
＜生殖細胞変異原性＞ ：分類できない
＜発ガン性＞ ：分類できない
＜生殖毒性＞ ：分類できない
＜特定標的臓器毒性（単回ばく露）＞ ：分類できない。
＜特定標的臓器毒性（反復ばく露）＞ ：分類できない
＜誤えん有害性＞ ：分類できない

---

１２．環境影響情報
＜生態毒性＞ ： 区分に該当しない（水生環境有害性 短期（急性））
分類される成分の合計から区分に該当しないとした。
区分に該当しない（水生環境有害性 長期（慢性））

分類される成分の合計から区分に該当しないとした。
＜残留性・分解性＞　：情報なし
＜生態蓄積性＞　　：情報なし
＜土壌中の移動性＞　：情報なし
＜オゾン層有害性＞　：分類できない

---

１３．廃棄上の注意
＜安全で環境上望ましい廃棄の方法＞　：廃棄物は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託して処理する。
＜容器・包装の適正な処理方法＞　：空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、認可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
容器などを洗浄した排水はそのまま流さず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、専門の業者に委託する。

---

１４．輸送上の注意
国連番号、国連分類 非該当
ＩＭＤＧ Ｃｏｄｅ（国際海上危険物規定） 非該当
ＩＡＴＡ 航空危険物規則書 非該当
環境有害性
ＭＡＲＰＯＬ条約付属書Ⅲ―個品有害物質による汚染防止法
海洋汚染物質（該当/非該当） 非該当
ＭＡＲＰＯＬ条約付属書Ⅴ－廃物排出による汚染防止法
バルク輸送におけるＭＡＲＰＯＬ条約付属書Ⅱ改訂有害液体物質及びＩＢＣコード 非該当
国内規制がある場合の規制情報 なし
注意事項 運搬に際しては容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れの防止を完全に行う。

---

１５．適用法令
＜消防法＞　：非該当
＜化学物質排出把握管理促進法＞　：1-170(627)　ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ
＜毒物及び劇物取締法＞　：非該当
＜労働安全衛生法＞　：　表示・通知対象物質　224 の 4(729)ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）：
ジエチレングリコールモノブチルエーテル（蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質、八時間濃度基準値：60mg/m3、試料採取方法：ろ過捕集方法及び固体捕集方法、分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法、適用日：2025/10/01）
＜大気汚染防止法＞：揮発性有機化合物（ＶＯＣ）　52-08-01 ｼﾞｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ

---

16 その他の情報
＜引用文献＞　：
・化学品の分類および表示に関する 世界調和システム（ＧＨＳ）改訂 6.2 版 国際連合
・１６６１５の化学商品 化学工業日報社 ２０１５年版
・原料の製品安全データシート 各原料メーカー
・ＧＨＳ分類対象物質一覧 （独）製品評価技術基盤機構
・ＧＨＳ対応モデルラベル・モデルＳＤＳ情報 厚生労働省
・国際化学物質安全性カード（ICSC）日本語版

---

＊注意
製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として
取扱う事業者に提供されるものです。
取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
したがって、本データそのものは、安全の保証書ではありませんので、取扱いには十分注意してください。

---